様式第十一（第８条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
　令和３年９月２日

２．認定新事業活動実施者名
　株式会社Ｌｕｕｐ

３．認定新事業活動計画の目標
　ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、自転車道の走行、さらには交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

４．認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
　下記（２）に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをＧＰＳを介して収集する。
　収集したデータについては、これまでに行った実証実験で得られたデータ等との比較分析を行う。

（２）新事業活動を行う場所の住所
①大阪府大阪市
②東京都品川区
③東京都渋谷区
④東京都新宿区
⑤東京都世田谷区
⑥東京都港区
⑦東京都目黒区

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
　新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。
（一定の基準の内容）
ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
(ｱ)　長さ　140センチメートル

(ｲ)　幅　80センチメートル
(ｳ)　高さ　140センチメートル
イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。
(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。
(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期
令和３年４月～令和４年７月

株式会社Luup実証エリア

大阪府大阪市

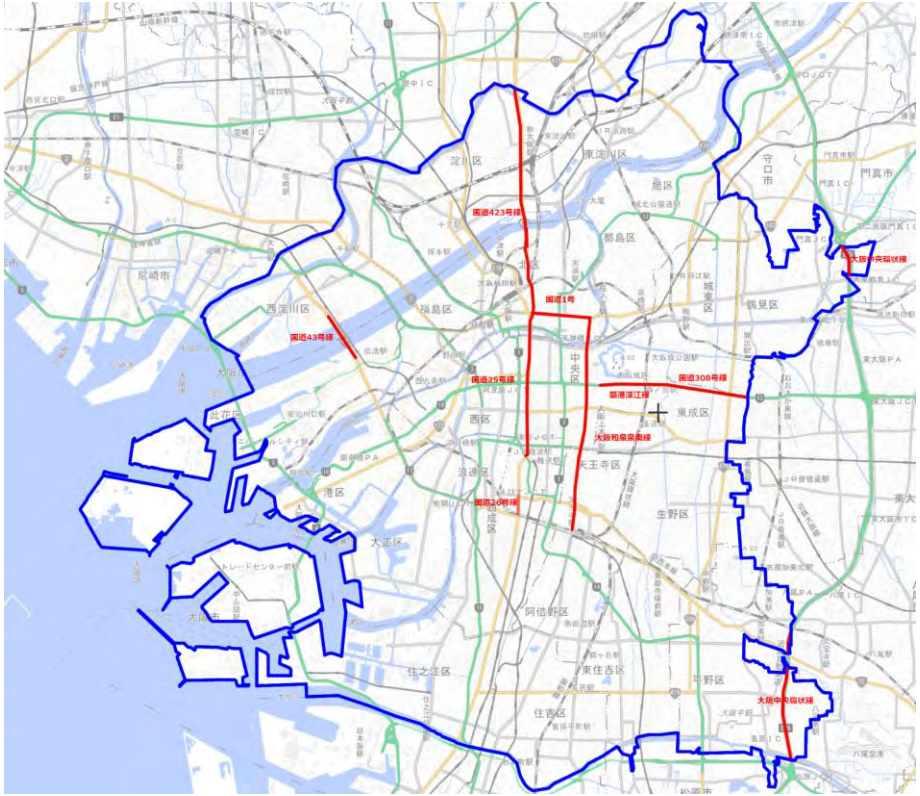

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道423号
吹田市境 ～ 国道25号に接続

国道25号
国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差点については特例の対象区域に含む）

国道26号
浪速区戎本町１丁目（大国交差点を特例の対象区域に含む）～西成区花園北１丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）

国道43号
新伝法大橋（高架部分）

国道1号
北区曾根崎２丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～北区東天満２丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）

大阪和泉泉南線
北区東天満２丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋１（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）

築港深江線
中央区馬場町３（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～国道308号線に接続

国道308号
東大阪市境～築港深江線に接続

大阪中央環状線
鶴見区茨田大宮１丁目～鶴見区安田２丁目
平野区加美東７丁目～平野区加美南５丁目
平野区長吉出戸３丁目～平野区長吉川辺２丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都品川区、渋谷区、新宿区、世田谷区、港区、目黒区全域で実施予定

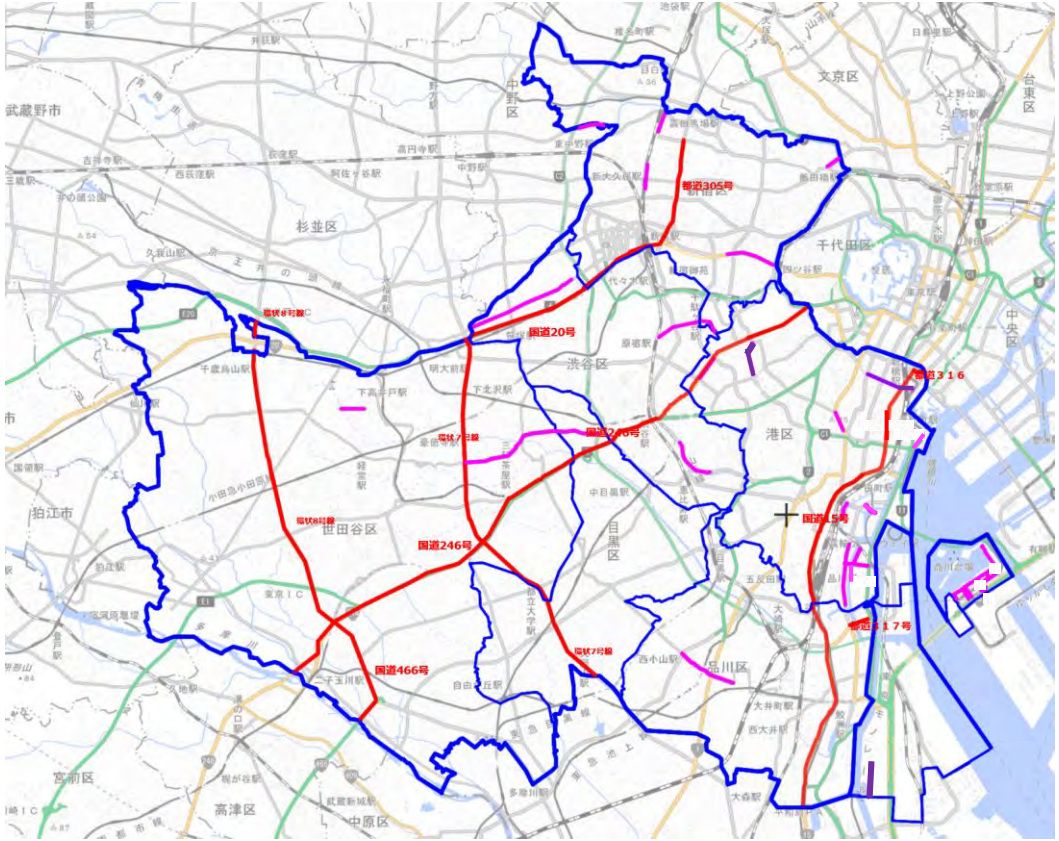

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

ピンク線：普通自転車専用通行帯

紫線：自転車道

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都品川区

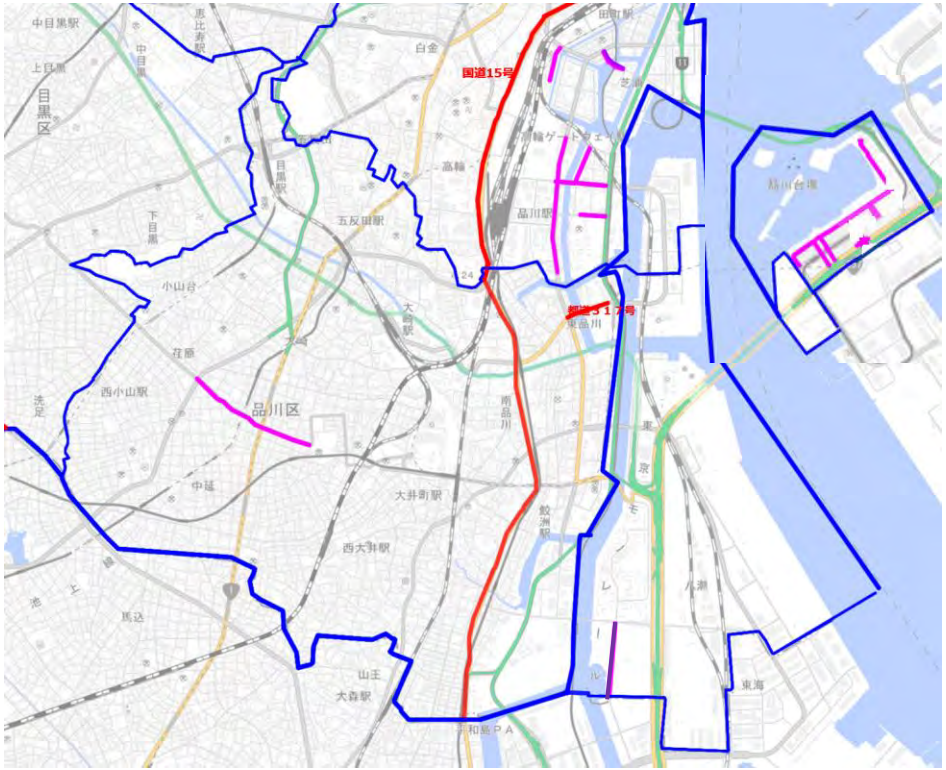

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間
都道317号線
品川区東品川１丁目３９番（新東海橋交差点は特例の対象区域に含む）～品川区東品川２丁目５番（天王洲アイル交差点は特例の対象区域に含む）
国道15号線
品川区北品川４丁目７番（港区境） ～品川区南大井２丁目１２番（大田区境）

ピンク線：普通自転車専用通行帯
一般都道
品川区西中延１丁目１番１０号先～品川区平塚１丁目１７番６号先
品川区戸越３丁目９番１７号先～品川区戸越４丁目９番１１号先
品川区戸越５丁目７番５号先～品川区戸越５丁目３番１号先
品川区東中延１丁目４番５号先～品川区西中延１丁目２番４号先

紫線：自転車道
区市町村道
品川区八潮４丁目１番先～品川区八潮４丁目２番先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都渋谷区

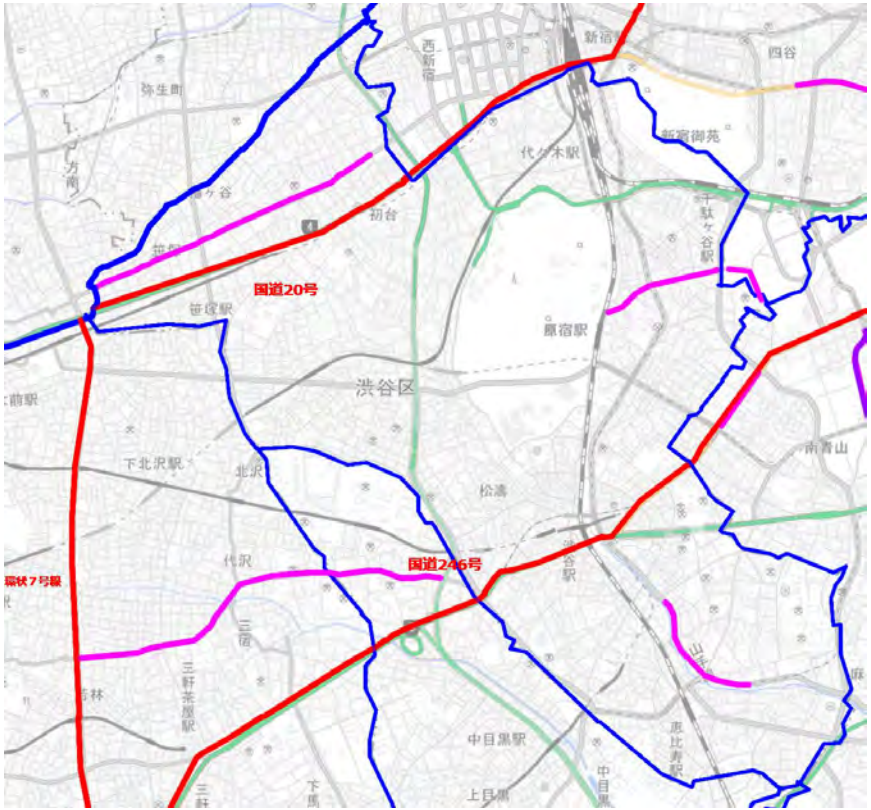

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間
国道20号
新宿区境～杉並区境
国道246号
港区境～目黒区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯
水道道路
渋谷区本町１丁目５５番１号先~渋谷区笹塚２丁目２９番先北西角

明治通り
渋谷区広尾１丁目１６番先東角~渋谷区東２丁目２３番３号先

区市町村道
渋谷区千駄ヶ谷３丁目６３番２号先~渋谷区千駄ヶ谷２丁目３１番２０号先

明治通り
渋谷区広尾１丁目１４番１５号先~渋谷区広尾１丁目１５番３号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都新宿区

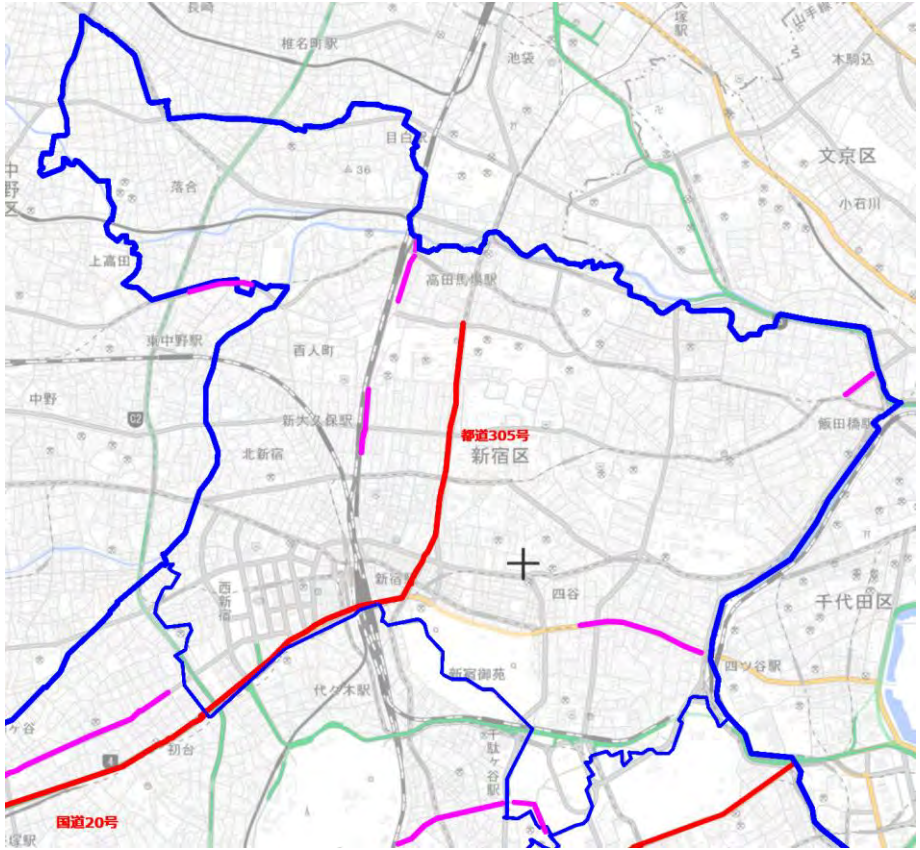

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間
都道305号線
新宿区新宿３丁目１番（新宿四丁目交差点）～ 新宿区大久保３丁目１４番（諏訪町交差点については特例の対象区域に含む）
※　新宿四丁目交差点は、特例の対象に含まない
国道20号
新宿区新宿３丁目１番（新宿四丁目交差点）～ 渋谷区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯
主要地方道
新宿区新小川町１番１４号先～新宿区津久戸町５番１号先区市町村道

区市町村道
新宿区霞ヶ丘町４番先南角～新宿区霞ヶ丘町５番先北西角
新宿区百人町１丁目７番２０号先～新宿区百人町１丁目８番６号先
新宿区百人町２丁目３番先～新宿区百人町２丁目３番先
新宿区高田馬場１丁目３１番８号先～新宿区高田馬場１丁目３５番３号先
新宿区高田馬場２丁目１８番１号先～豊島区境

早稲田通り
新宿区上落合２丁目２８番１号先～新宿区上落合１丁目５番３号先

国道２０号
新宿区四谷１丁目２番地４先～新宿区四谷３丁目５番地５先
新宿区四谷３丁目７番地先南西角～新宿区四谷２丁目２番地１７先
新宿区四谷３丁目９番地１２先～新宿区四谷３丁目１３番地１２先
新宿区四谷４丁目９番地１２先～新宿区四谷３丁目１１番地２先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都世田谷区

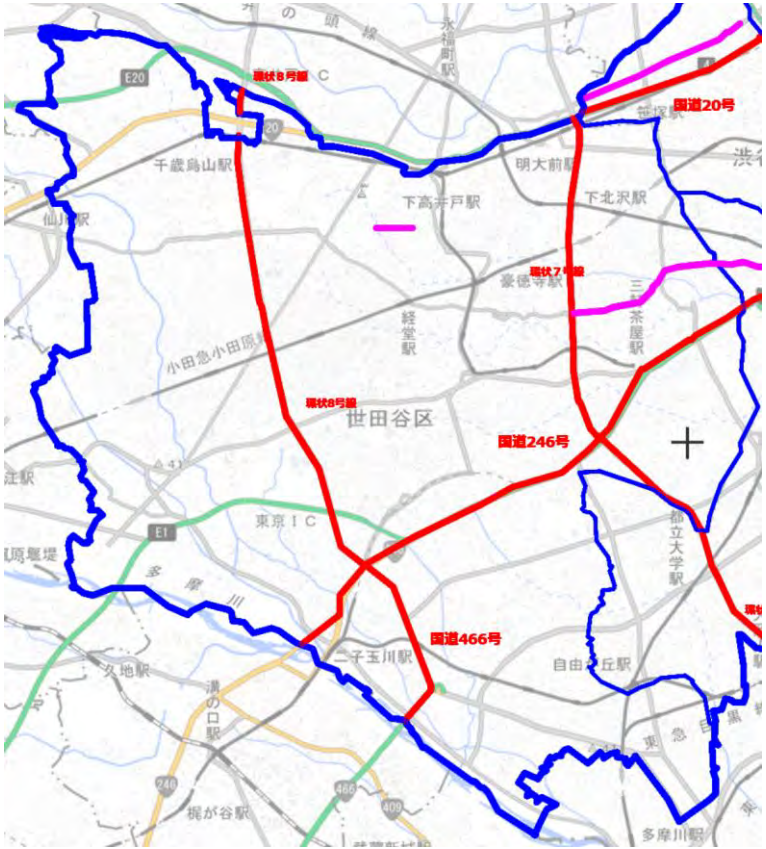

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間
国道246号
目黒区境～世田谷区鎌田１丁目１番（神奈川県境）
環状7号線
世田谷区大原２丁目２３番（杉並区境）～目黒区境
環状8号線
世田谷区上北沢５丁目４１番 ～世田谷区野毛１丁目２５番（第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む）

ピンク線：普通自転車専用通行帯
淡島通り
目黒区大橋２丁目１番１号先~世田谷区若林２丁目３６番６号先

区市町村道
世田谷区桜上水３丁目１７番６号先~世田谷区赤堤５丁目２番１号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都港区

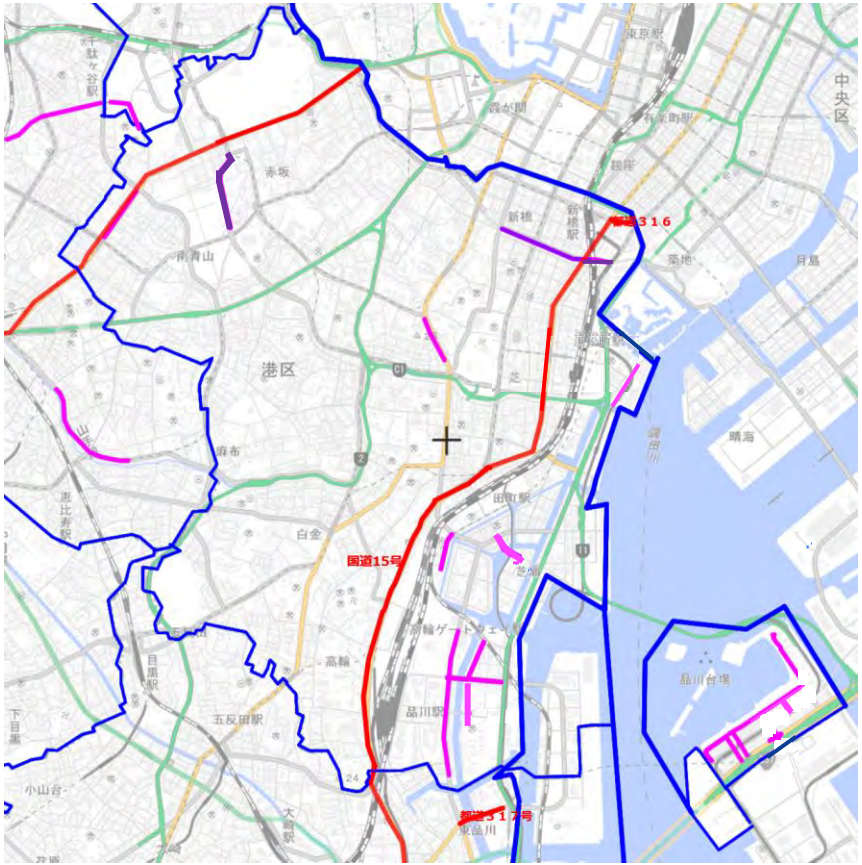

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道15号
港区新橋１丁目１番（都道３１６号線接続）～ 港区港南２丁目１番（品川区境）

都道316号
港区東新橋１丁目５番（中央区境）～ 港区新橋１丁目１番（国道１５号線接続）

国道246号
渋谷区境～千代田区境　※上記区間中の普通自転車専用通行帯（港区南青山３丁目１番３号先～港区南青山３丁目１１番１３号先、港区北青山３丁目５番２２号先～港区北青山３丁目３番１０号先）は、特例の対象とはならない。

ピンク線：普通自転車専用通行帯

区市町村道
港区芝浦３丁目１８番１７号先～港区芝浦４丁目２２番１号先
港区港南４丁目２番５号先～港区港南４丁目２番３６号先
港区芝浦４丁目２番２５号先～港区芝浦４丁目２番８号先
港区港南３丁目４番先北西角～港区港南３丁目６番２１号先
港区海岸１丁目１３番１９号先～港区海岸１丁目１４番１７号先

一般都道
港区港南１丁目５番先南西角～港区港南３丁目８番１号先

臨港道路
港区台場２丁目３番１号先～江東区境
港区台場１丁目４番先～港区台場１丁目４番先
港区台場１丁目５番１号先～港区台場１丁目５番２号先

国道３５７号
港区台場２丁目４番８号先～港区台場２丁目３番１号先

港湾道
港区台場１丁目９番先南西角～港区台場１丁目４番先東角
港区台場１丁目７番１号先～港区台場２丁目４番先南西角
港区台場２丁目６番１号先～港区台場１丁目９番１号先

国道２４６号
港区南青山３丁目１番３号先～港区南青山３丁目１１番１３号先
港区北青山３丁目５番２２号先～港区北青山３丁目３番１０号先

国道１号
港区東麻布１丁目２６番５号先~港区麻布台２丁目３番７号先

旧海岸通り
港区港南１丁目４番１号先~港区港南２丁目１１番１７号先

紫線：自転車道

環状２号線
港区西新橋２丁目３２番先～港区東新橋１丁目９番先

外苑東通り
港区南青山２丁目２番先～港区六本木7丁目２２番先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア

東京都目黒区

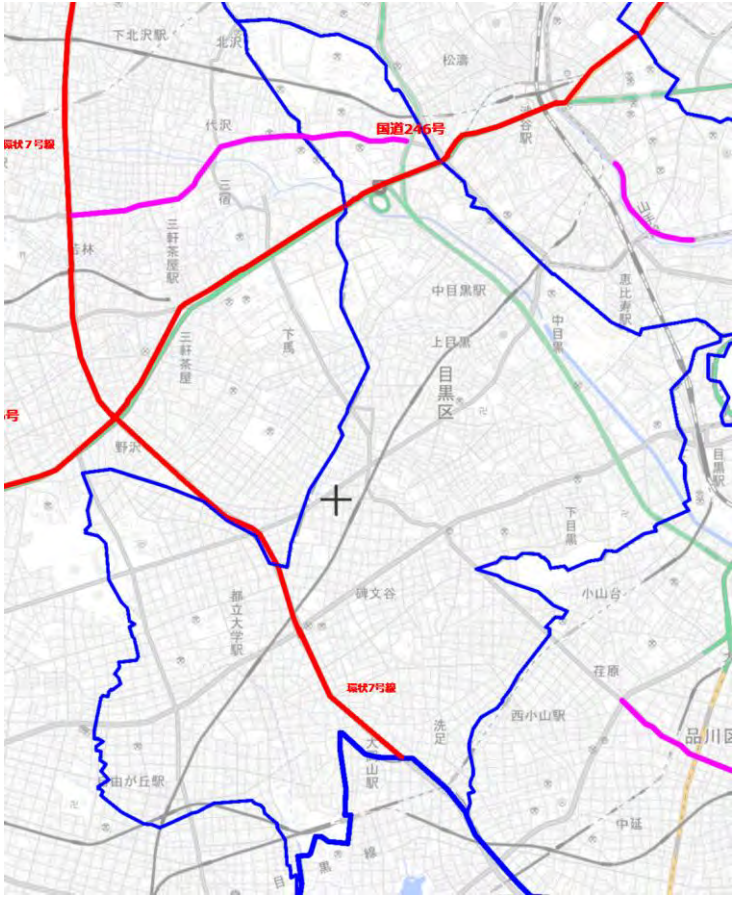

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間
環状7号線
目黒区南３丁目１５番（大田区境）～ 世田谷区境
国道246号線
渋谷区境～世田谷区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯
淡島通り
目黒区大橋２丁目１番１号先～世田谷区若林２丁目３６番６号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

様式第十一（第８条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
　令和３年９月２日

２．認定新事業活動実施者名
　株式会社ｍｏｂｂｙ　ｒｉｄｅ

３．認定新事業活動計画の目標
　ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、自転車道の走行、さらには交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

４．認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
　下記（２）に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをＧＰＳを介して収集する。
　収集したデータについては、これまでに行った実証実験で得られたデータ等との比較分析を行う。

（２）新事業活動を行う場所の住所
　福岡県福岡市

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
　新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。
（一定の基準の内容）
ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
(ｱ)　長さ　140センチメートル
(ｲ)　幅　80センチメートル
(ｳ)　高さ　140センチメートル
イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。
(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。
(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期

令和３年４月～令和４年７月

特例対象エリア

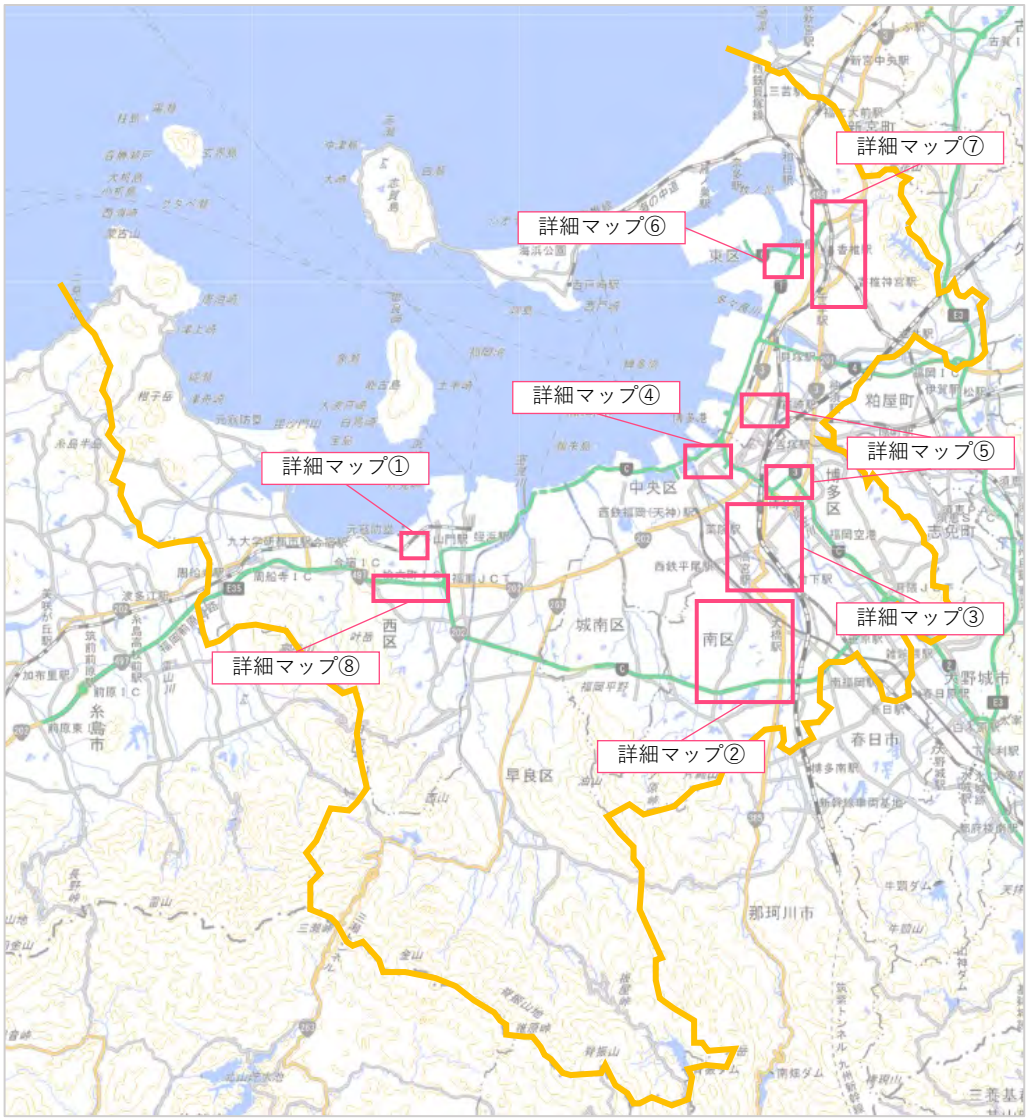

福岡県福岡市全域を特例対象エリアとする

普通自転車専用通行帯、自転車道については
次頁以降の詳細マップを参照

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ①

普通自転車専用通行帯

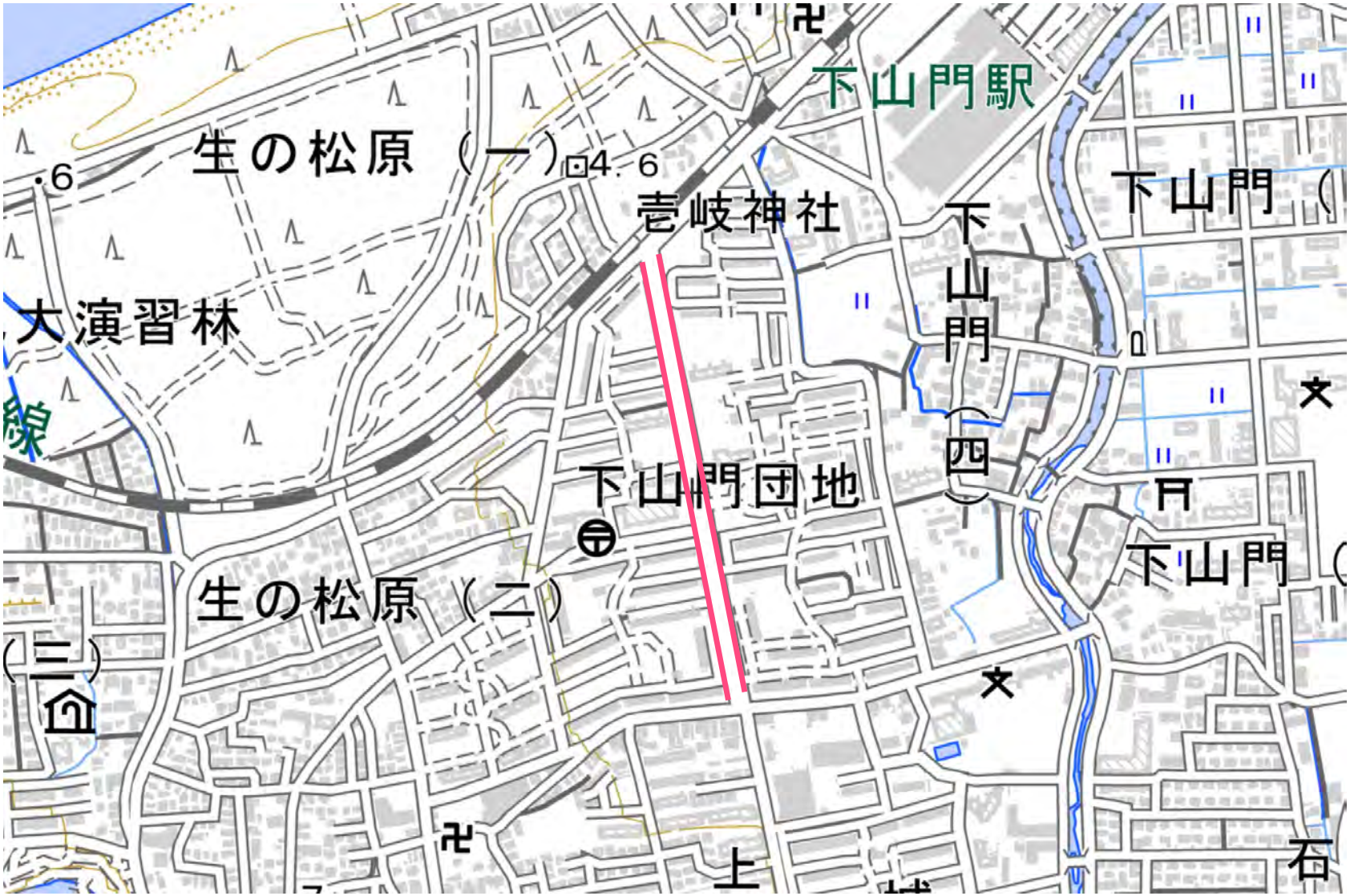

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ②

普通自転車専用通行帯

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ③

普通自転車専用通行帯

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ④

普通自転車専用通行帯

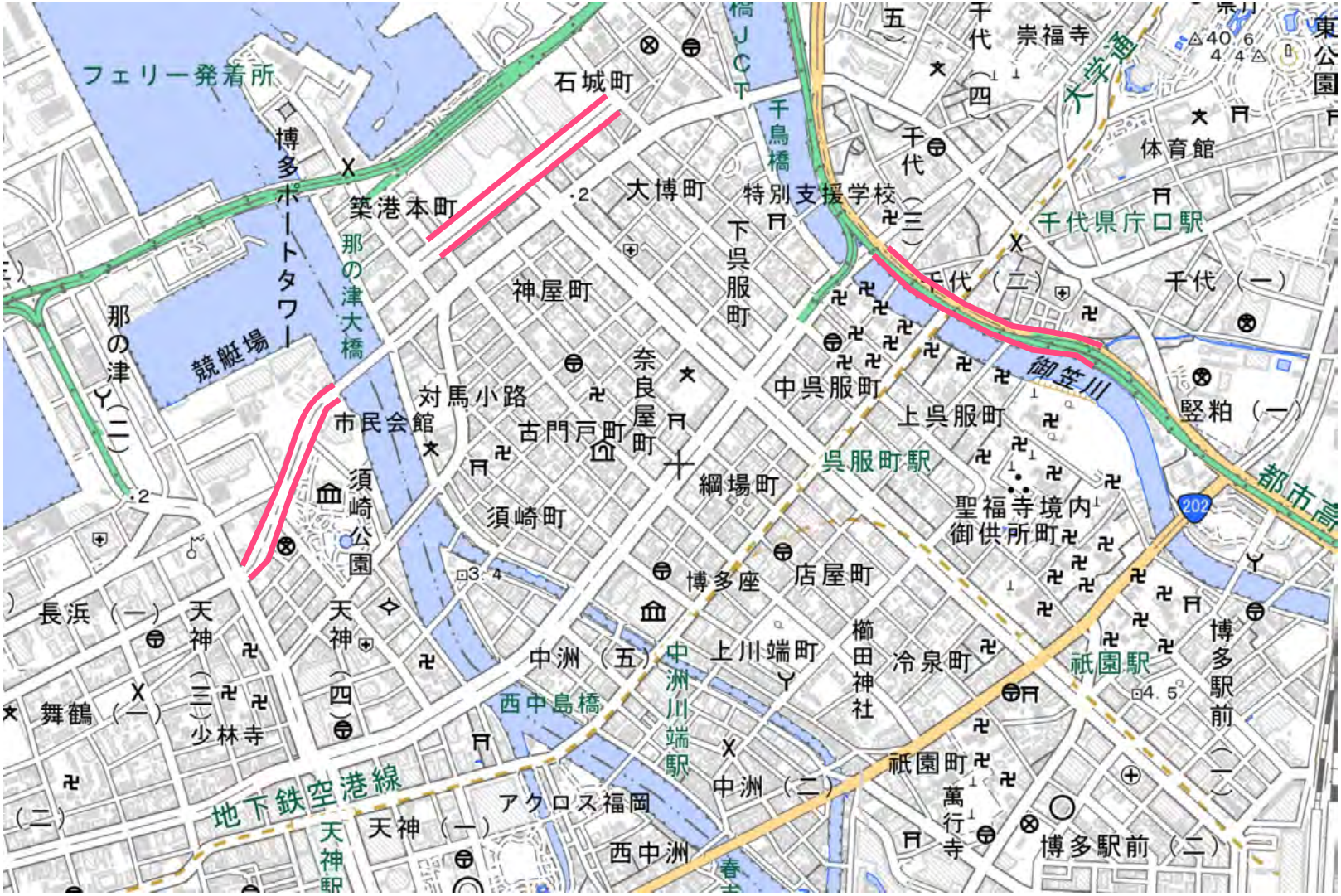

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ⑤

普通自転車専用通行帯

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ⑥

普通自転車専用通行帯

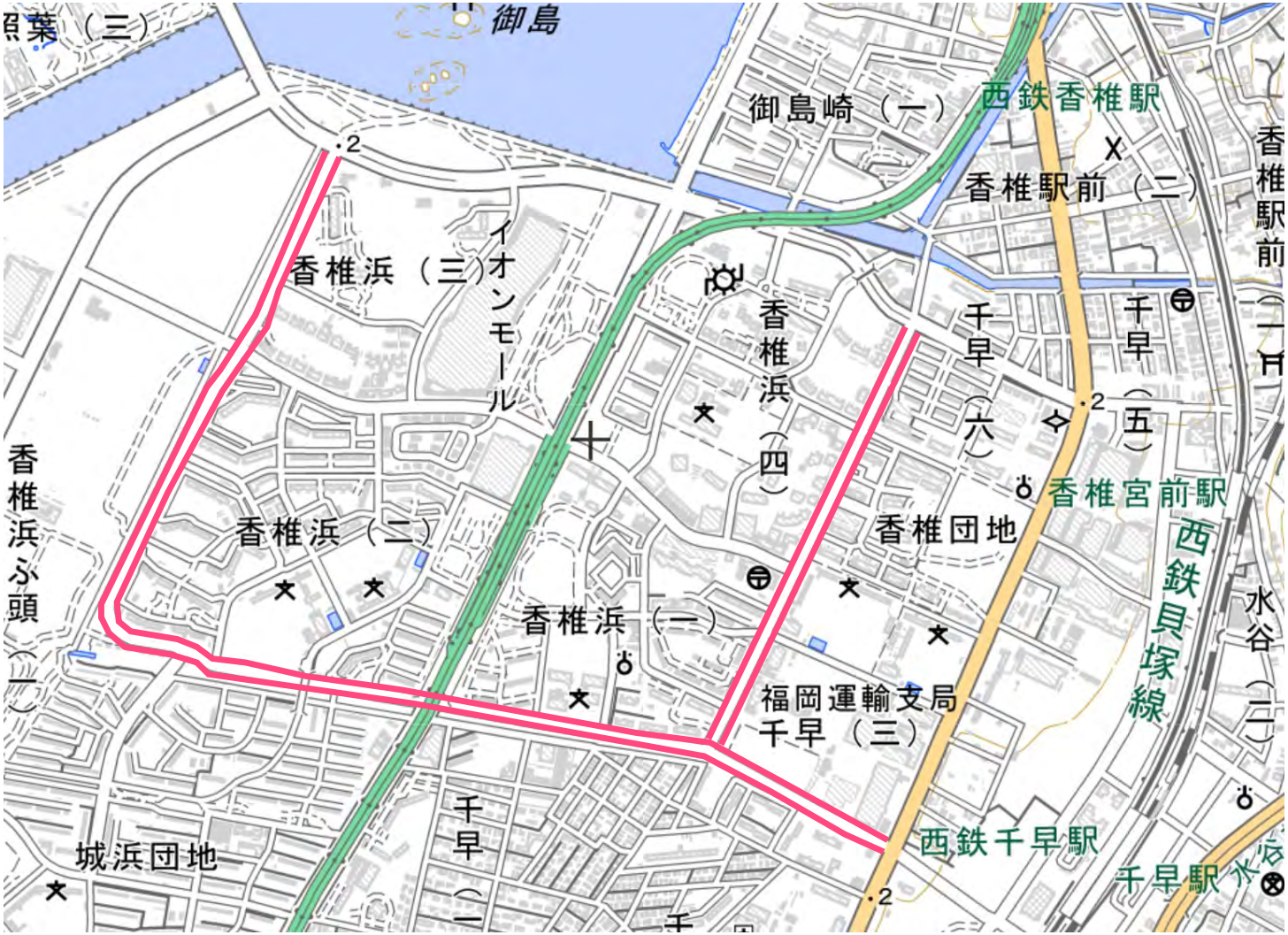

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ⑦

普通自転車専用通行帯

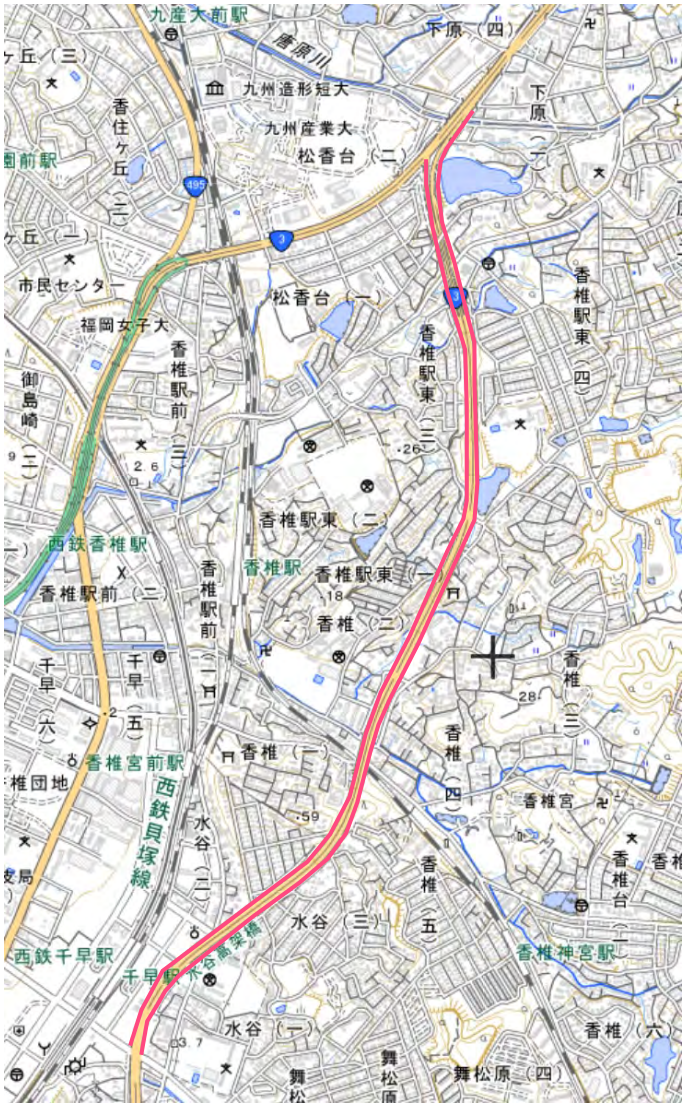

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

詳細マップ⑧

自転車道

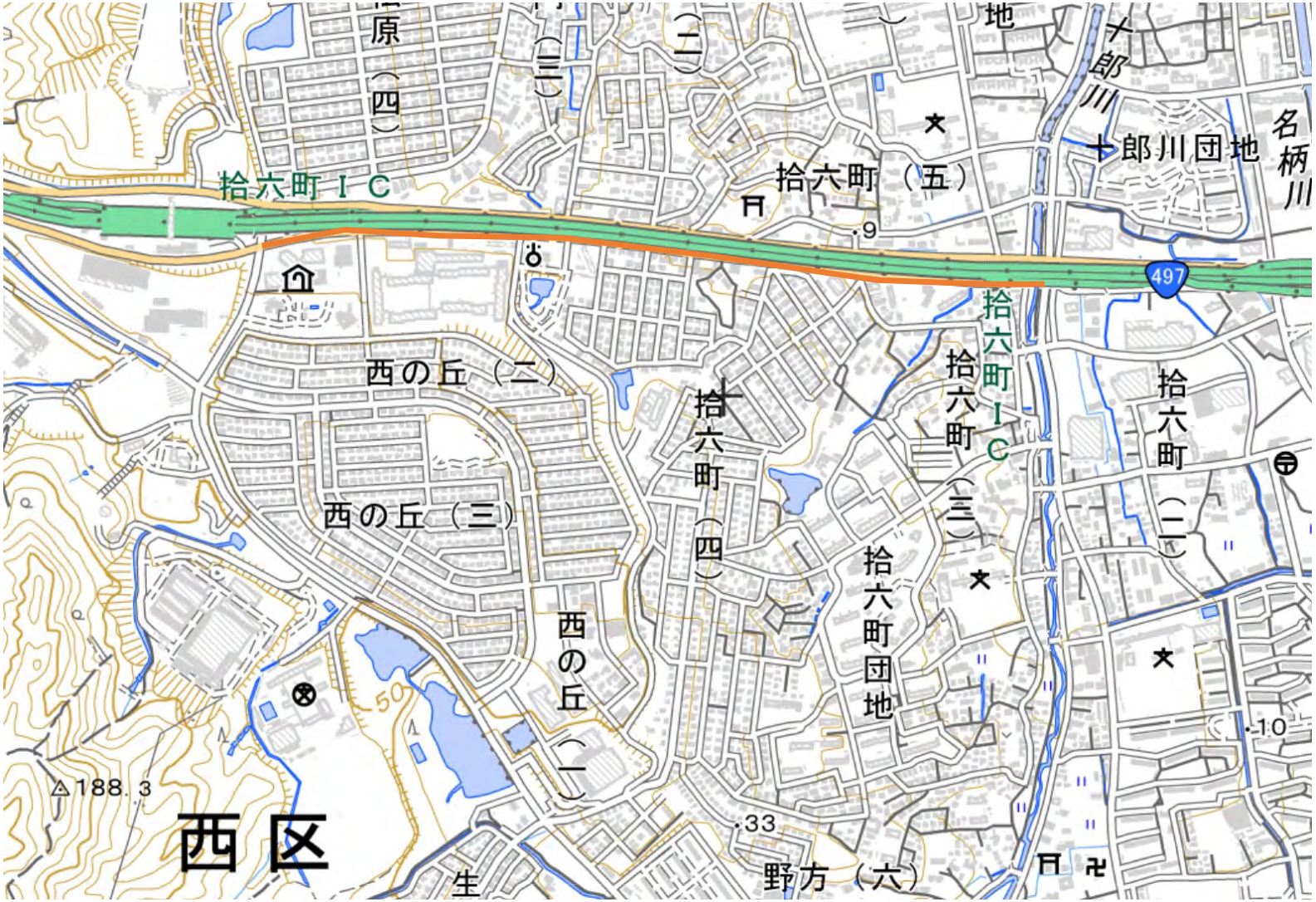

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

CONFIDENTIAL : copyright © by 2020 mobby ride inc. all rights reserved

様式第十五（第９条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日
令和３年９月２日

２．変更後の認定新事業活動実施者名
株式会社ＥＸｘ

３．変更後の認定新事業活動計画の目標
ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

４．変更後の認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
下記（２）に記載するエリア内に所在する各施設敷地内に電動キックボードを配置し、当該施設利用者を対象に利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをＧＰＳを介して収集する。
収集したデータについては、普通自転車専用通行帯、交通規制の対象から自転車が除外されている一方通行路を走行している自転車や、ヘルメットを着用し車道を走行している原動機付自転車等との比較分析を行う。

（２）新事業活動を行う場所の住所
①神奈川県藤沢市
②千葉県柏市
③東京都渋谷区
④東京都世田谷区
⑤長野県上高井郡小布施町
⑥長野県北佐久郡軽井沢町
⑦兵庫県豊岡市

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。
(一定の基準の内容)
ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ｱ)　長さ　140センチメートル
(ｲ)　幅　80センチメートル
(ｳ)　高さ　140センチメートル
イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。
(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。
(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
(ｳ)　運転者席は、立席であること。

５．変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期
令和３年４月～令和４年７月

神奈川県藤沢市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

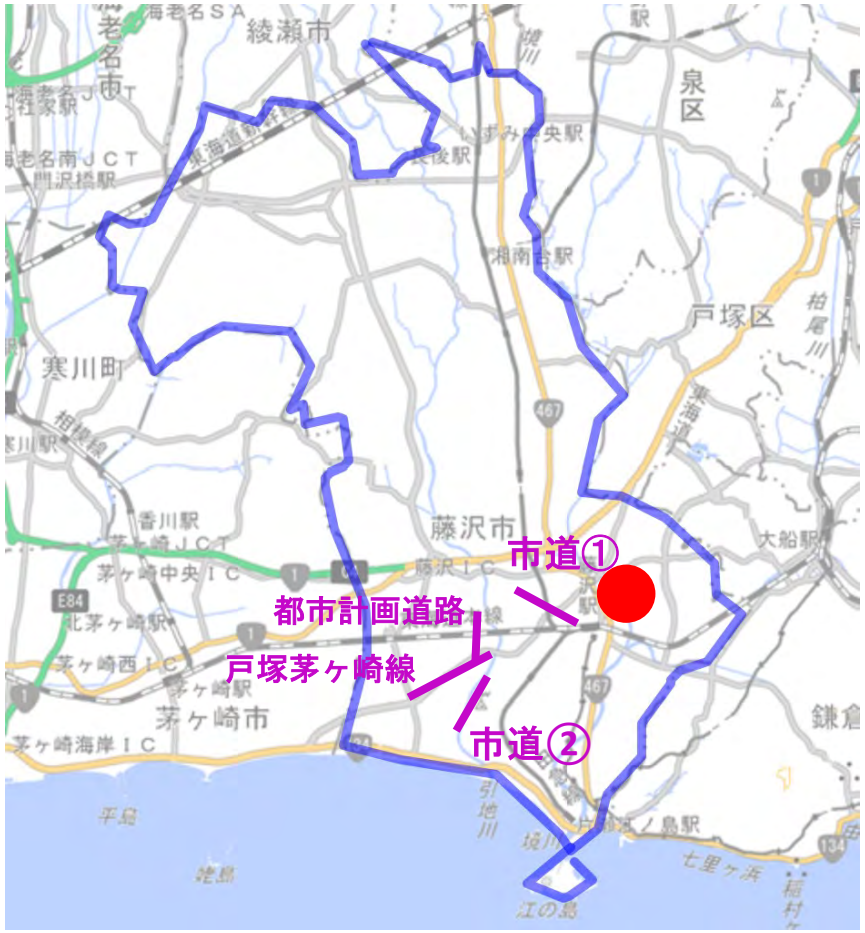

実証エリア

提供施設

普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】

都市計画道路
始点：藤沢市辻堂元町6-58先
終点：藤沢市辻堂元町6-48先

戸塚茅ヶ崎線
始点：藤沢市辻堂太平台2-13-25先
終点：藤沢市辻堂東海岸1-1-38先

市道①
始点：藤沢市本町3-14-16先
終点：藤沢市藤沢496-1先

市道②
始点：藤沢市本鵠沼2-18-21先
終点：藤沢市本鵠沼4-7-34先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

千葉県柏市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

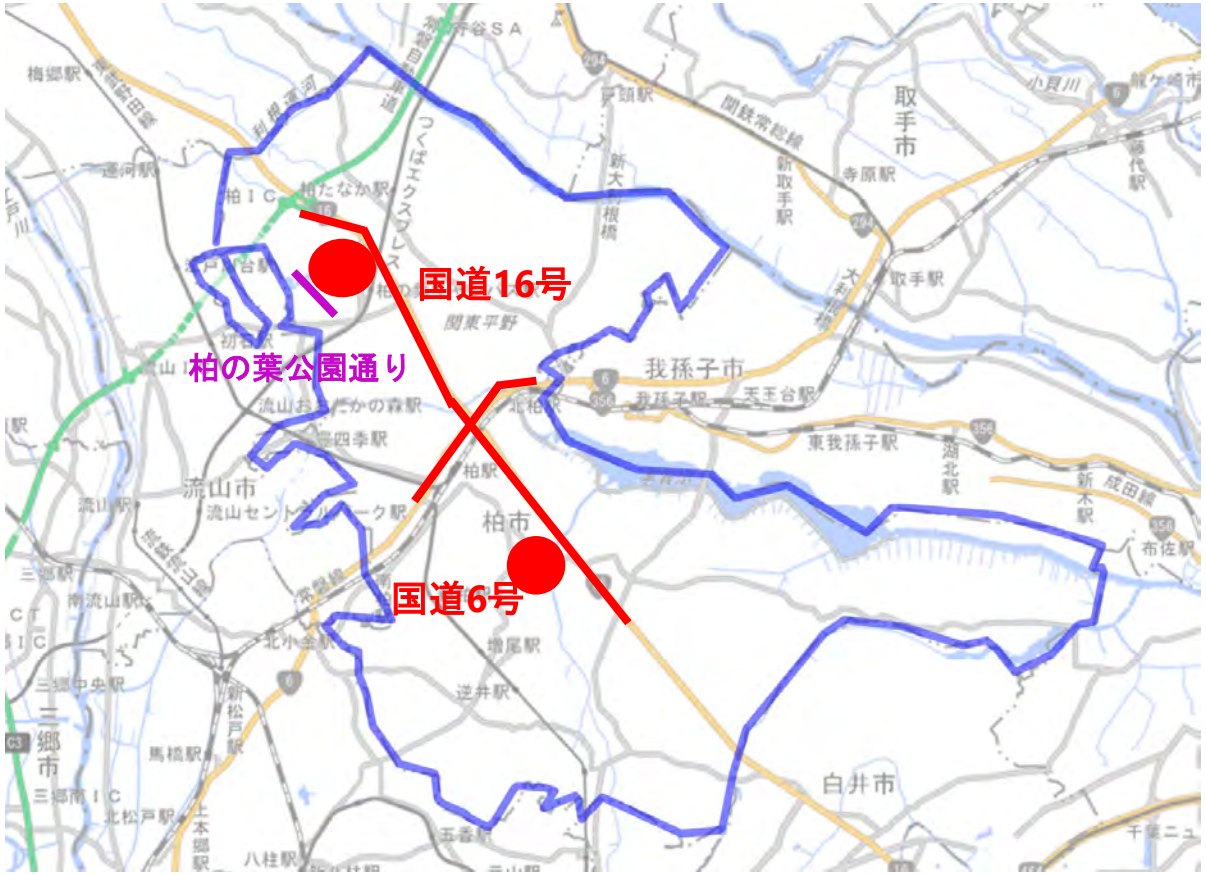

実証エリア

特例対象外区間

提供施設

普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道6号
始点：県道51号線接続(柏市旭町5丁目)
終点：我孫子市境(柏市根戸)

国道16号
始点：常磐自動車道接続(柏市十余二)
終点：県道8号線接続(柏市大島田)
(大島田交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】

柏の葉公園通り
始点：柏市柏の葉5丁目
終点：柏市柏の葉6丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

東京都渋谷区実証エリア

株式会社EXx

- 区内全域で実施。

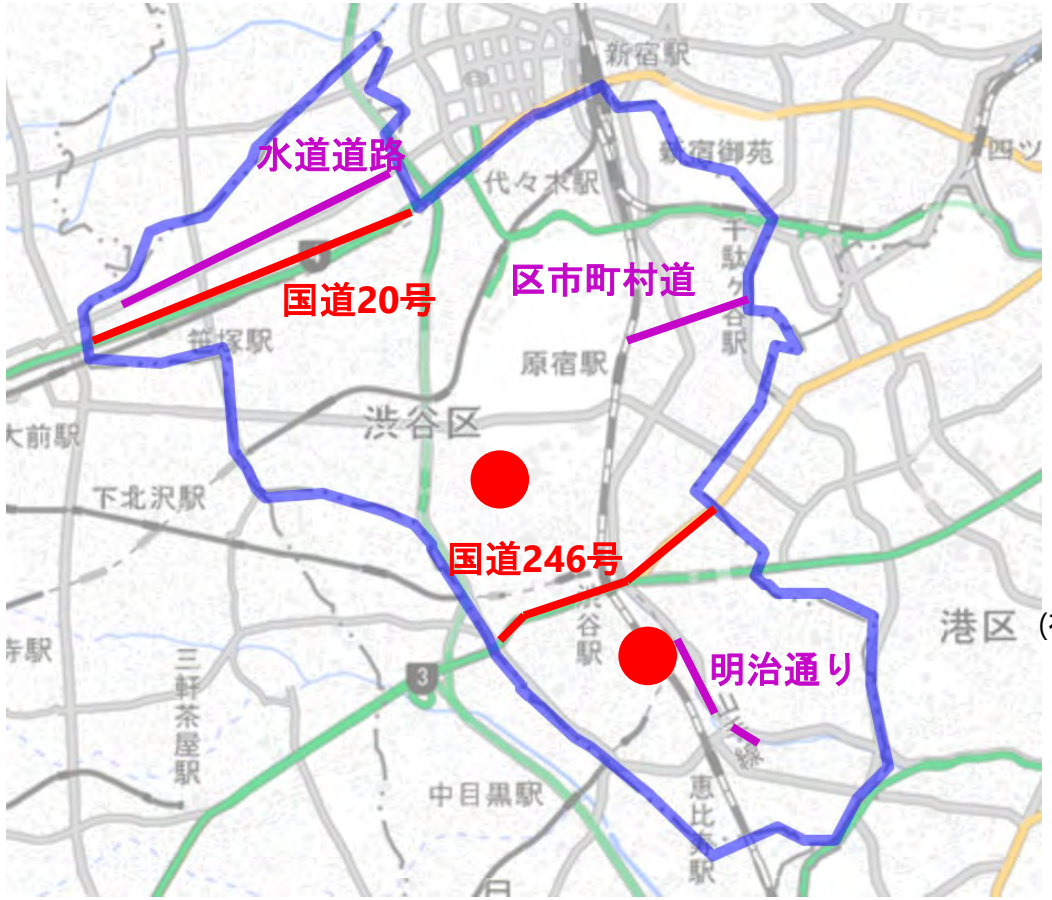

実証エリア

特例対象外区間

提供施設

普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道20号
始点：初台交差点(渋谷区初台1丁目47番)
終点：世田谷区境(渋谷区笹塚)

国道246号
始点：港区境(渋谷区渋谷)
終点：目黒区境(渋谷区恵比寿)

(初台交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】

明治通り
始点：渋谷区広尾1丁目16番先東角
終点：渋谷区東2丁目23番3号先

明治通り
始点：渋谷区広尾1丁目14番15号先
終点：渋谷区広尾1丁目15番3号先

水道道路
始点：渋谷区本町1丁目55番1号先
終点：渋谷区笹塚2丁目29番先北西角

区市町村道
始点：渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先
終点：渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

東京都世田谷区実証エリア

株式会社EXx

- 区内全域で実施。

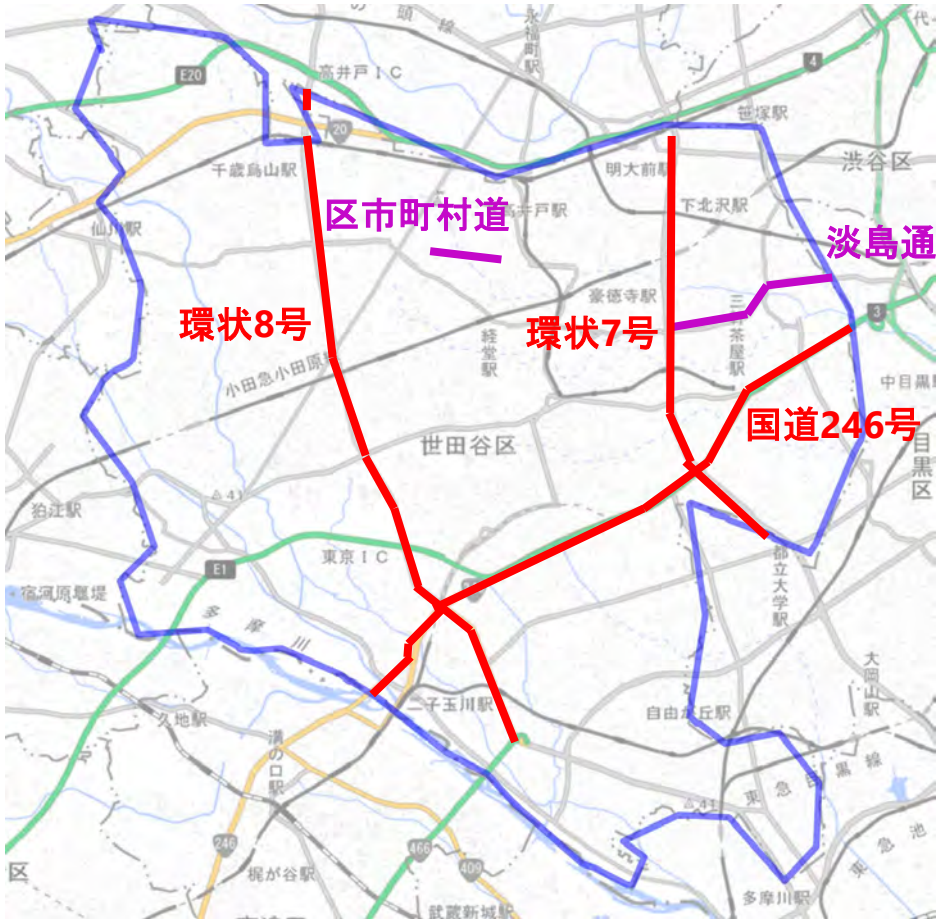

実証エリア

特例対象外区間

提供施設

普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】
国道246号
始点：神奈川県境(世田谷区鎌田1丁目1番)
終点：目黒区境(世田谷区池尻)
環状7号
始点：目黒区境
終点：杉並区境(世田谷区大原2丁目23番)

【普通自転車専用通行帯】
淡島通り
始点：目黒区境(世田谷区池尻)
終点：世田谷区若林2丁目36番6号先

環状8号
始点：世田谷区上北沢5丁目41番
終点：第三京浜入口(世田谷区野毛1丁目25番)
(第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む。)

区市町村道
始点：世田谷区桜上水3丁目17番6号先
終点：世田谷区赤堤5丁目2番1号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

長野県上高井郡小布施町実証エリア

株式会社EXx

- 町内全域で実施。

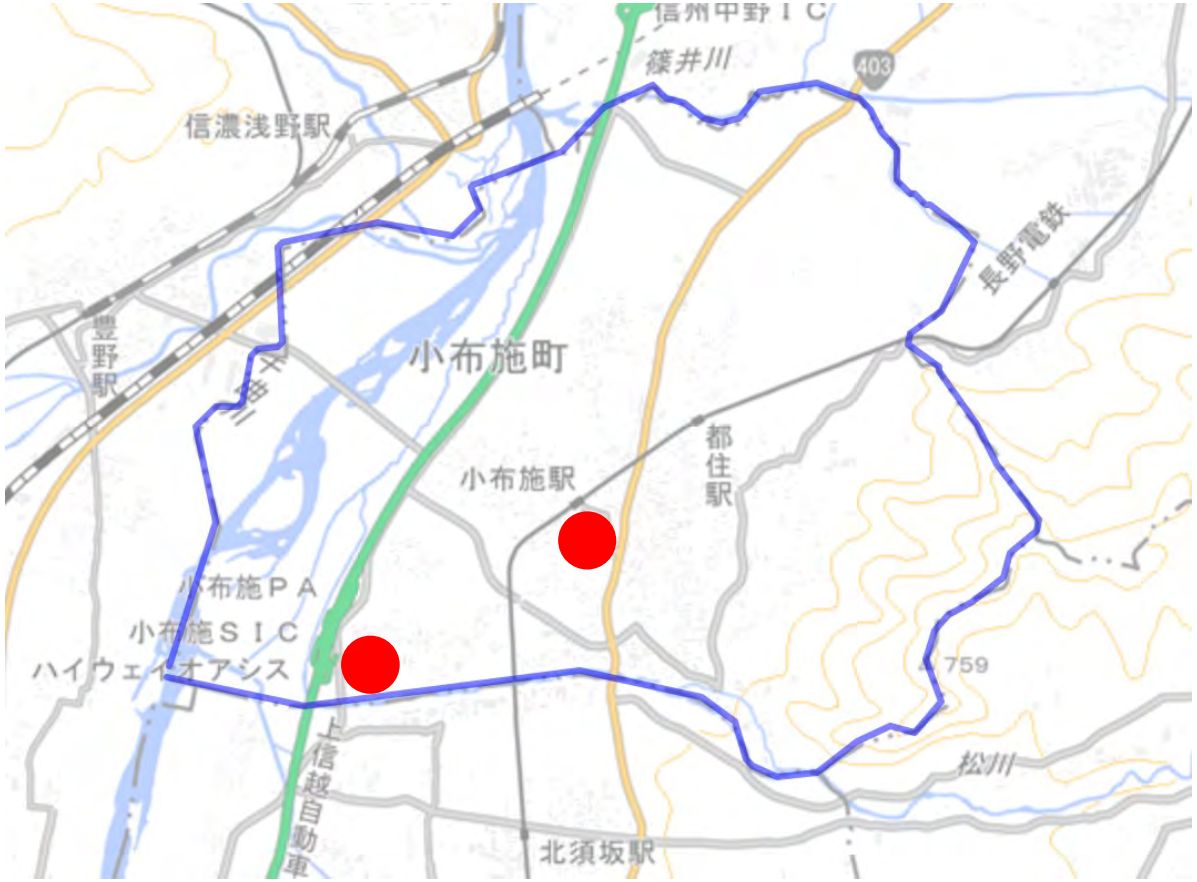

実証エリア

提供施設

※2021/ 7/28 現在
今後変更の可能性あり

長野県北佐久郡軽井沢町実証エリア

株式会社EXx

- 町内全域で実施。

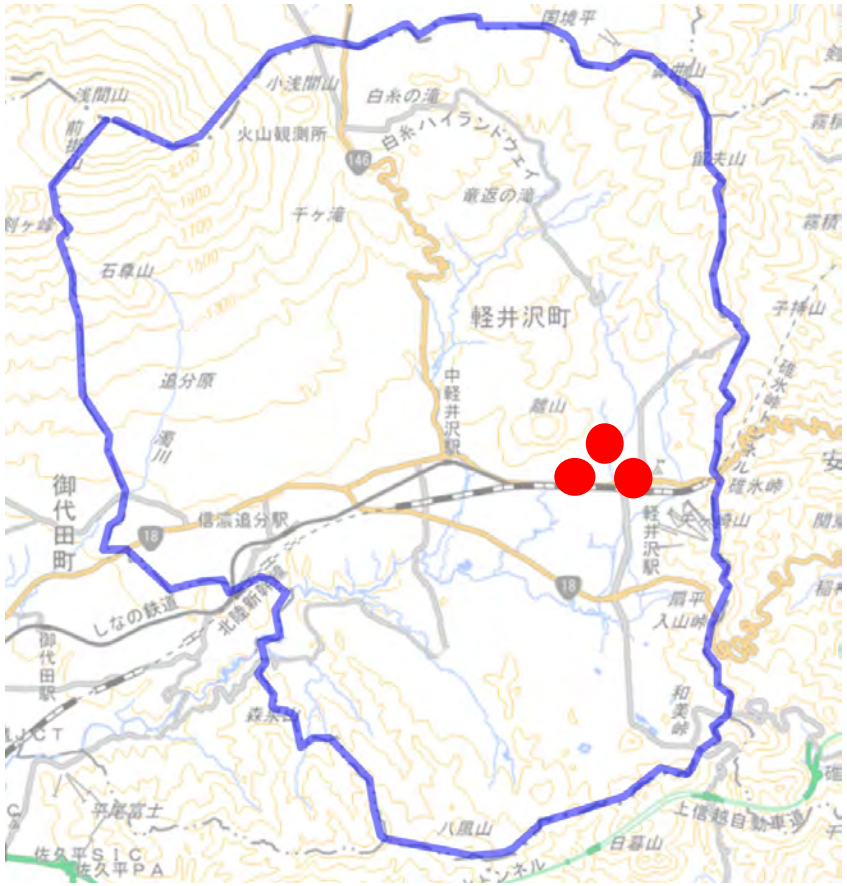

実証エリア

提供施設

※2021/ 9/2 現在
今後変更の可能性あり

兵庫県豊岡市実証エリア

株式会社EXx

- 市内全域で実施。

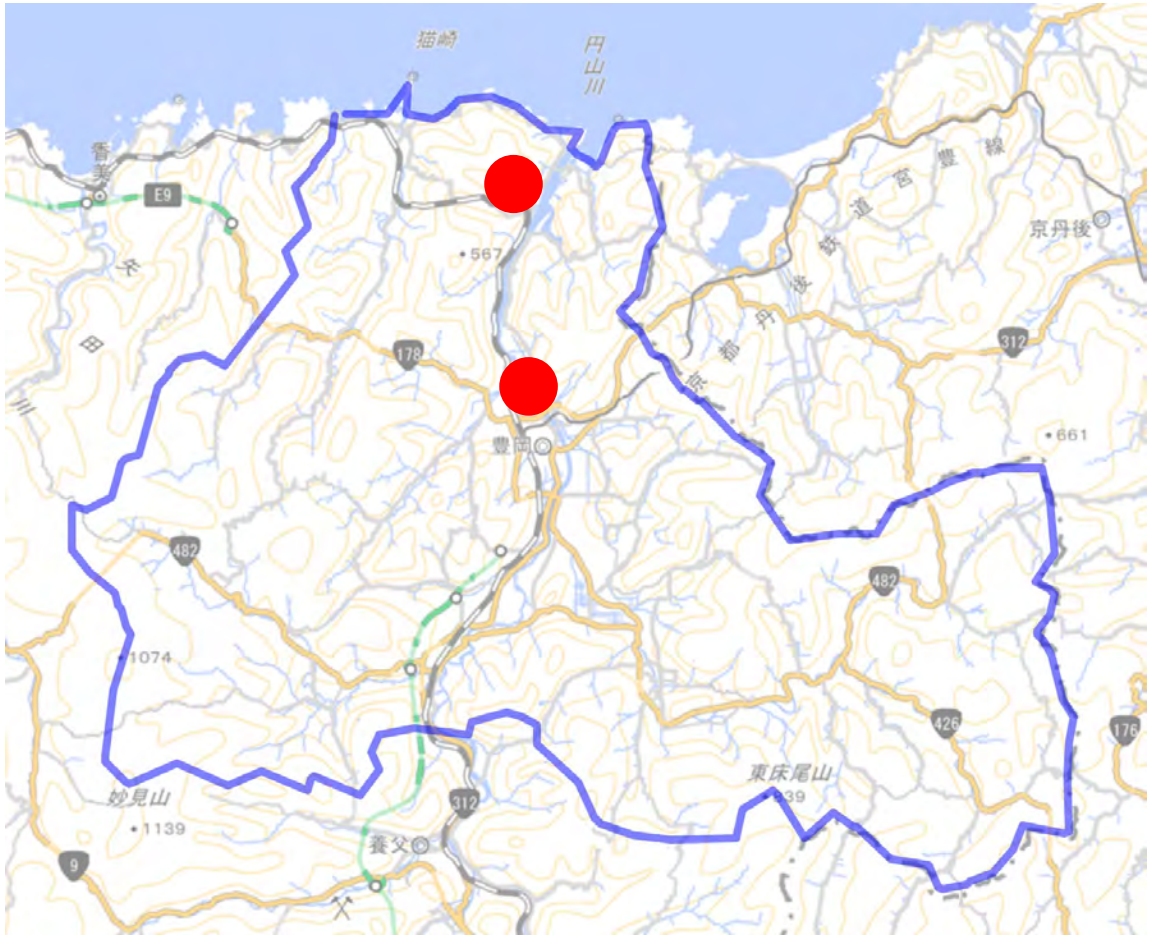

実証エリア

提供施設

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

様式第十一（第８条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

１．認定をした年月日
令和３年９月２日

２．認定新事業活動実施者名
長谷川工業株式会社

３．認定新事業活動計画の目標
ヘルメットの着用を任意とした場合でも、電動キックボードが安全に利用でき、利用者数の増加および満足度が高まることを検証する。加えて、普通自転車専用通行帯の走行、自転車道の走行、さらには交通規制の対象から普通自転車が除外されている一方通行路の双方走行においても、安全かつ円滑に走行できることを合わせて検証することで、電動キックボードの適切な規制を検討していくにあたっての判断材料を提供していくことを目的にしている。

４．認定新事業活動計画の内容
（１）新事業活動に係る事業の内容
下記（２）に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをＧＰＳを介して収集する。
収集したデータについては、これまでに行った実証実験で得られたデータ等との比較分析を行う。

（２）新事業活動を行う場所の住所
①大阪府大阪市
②千葉県千葉市

（３）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
１）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。
（一定の基準の内容）
ア　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
(ｱ)　長さ　140センチメートル
(ｲ)　幅　80センチメートル
(ｳ)　高さ　140センチメートル
イ　車体の構造は、次に掲げるものであること。
(ｱ)　原動機として、電動機を用いること。
(ｲ)　15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

（ｳ） 運転者席は、立席であること。

５．新事業活動の開始時期及び終了時期

令和３年４月～令和４年７月

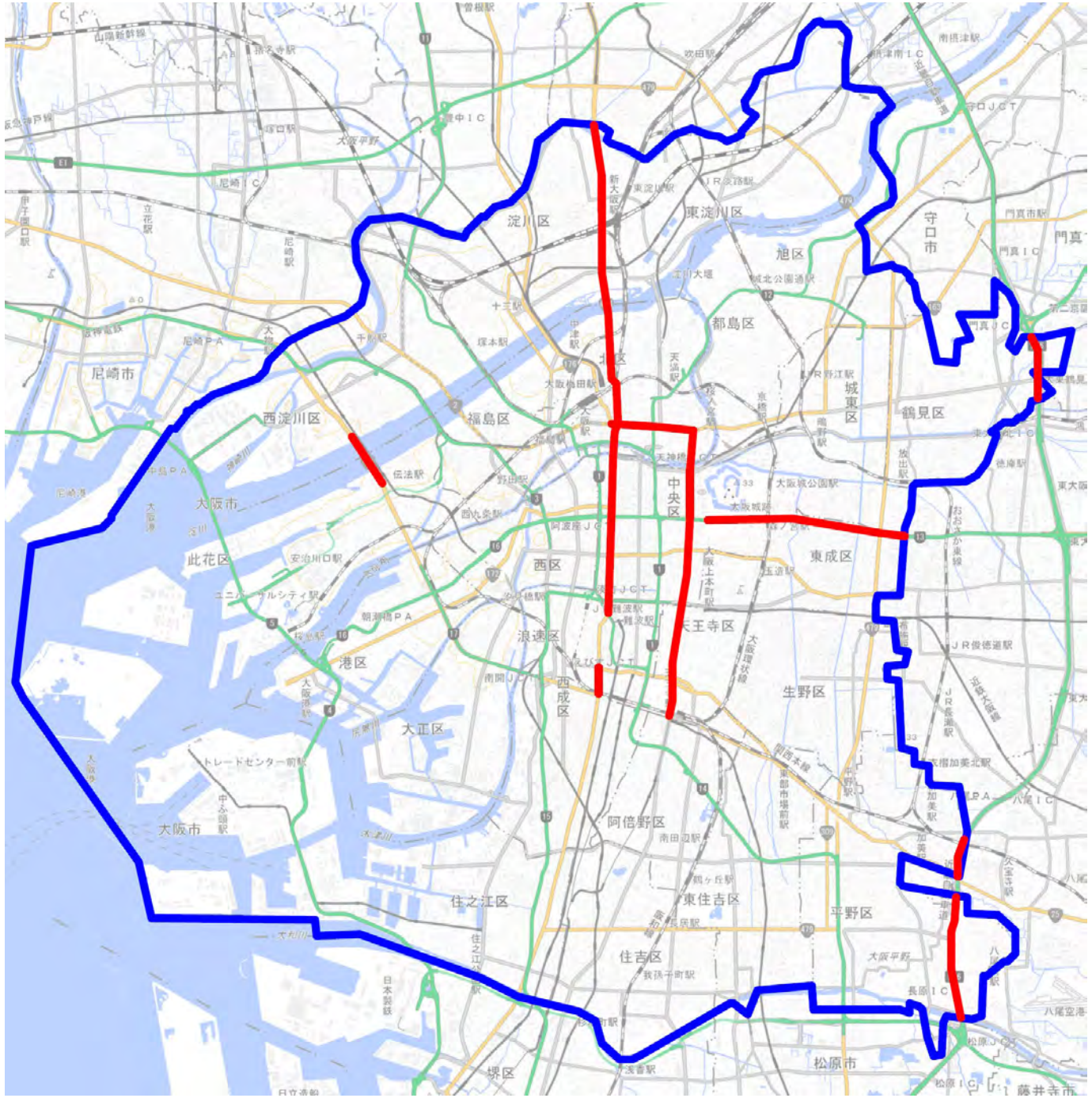

長谷川工業株式会社 実証エリア
大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- 国道　43号　新伝法大橋（高架部分）～ 此花区伝法５丁目（伝法４交差点を特例の対象区域に含む）
- 国道423号　淀川区十八条１丁目 ～ 国道25号に接続
- 国道　25号　国道423号に接続 ～ 難波5丁目（難波西口交差点を特例の対象区域に含む）
- 国道　26号　浪速区戎本町１丁目（大国交差点を特例の対象区域に含む）～ 西成区花園北１丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）
- 国道　１号　北区曾根崎２丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～ 北区東天満２丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）
- 大阪和泉泉南線　北区東天満２丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～ 阿倍野区阿倍野筋１（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）
- 築港深江線　中央区馬場町３（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～ 国道308号線に接続
- 国道308号線　東大阪市境～築港深江線に接続
- 大阪中央環状線　鶴見区茨田大宮１丁目 ～ 鶴見区安田２丁目
- 大阪中央環状線　平野区加美東７丁目 ～ 平野区加美南５丁目
- 大阪中央環状線　平野区長吉出戸３丁目 ～ 平野区長吉川辺２丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

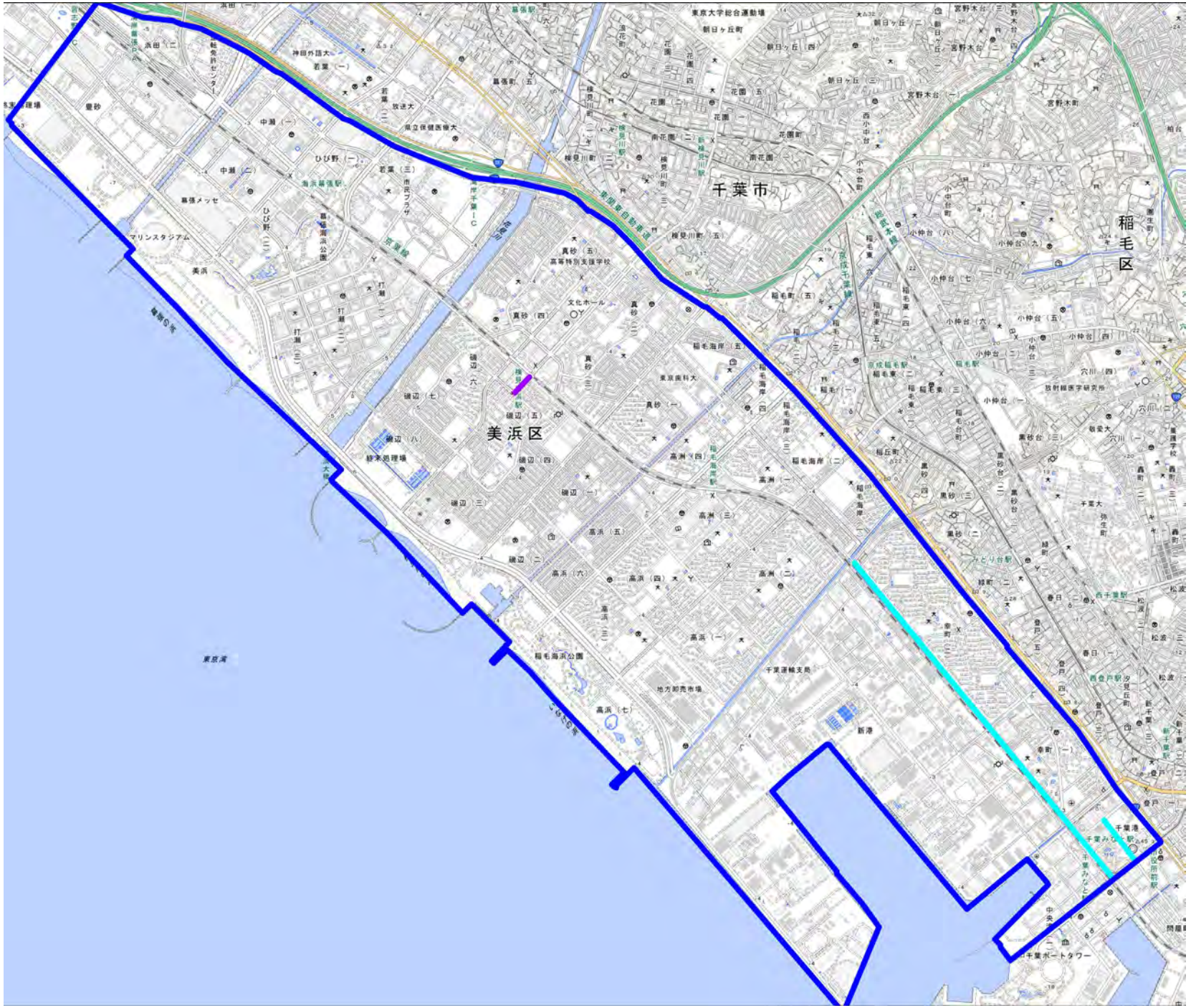

長谷川工業株式会社 実証エリア
千葉市

青枠：実証エリア

水色線：普通自転車専用通行帯
- ◆ 中央区千葉港8～中央区千葉港1
- ◆ 美浜区幸町2丁目～中央区中央港1丁目

紫線：自転車道
- ◆ 美浜区磯辺5丁目9～美浜区磯辺5丁目12

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり